

資料

第8次医療計画等に関する意見のとりまとめ

令和4年12月28日
第8次医療計画等に関する検討会

本検討会におけるこれまでの議論を踏まえ、第8次医療計画の「医療計画作成指針」及び「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制構築に係る指針」等の見直しが必要と考えられる事項を中心に意見のとりまとめを行う。

3 在宅医療

(1) 在宅医療の提供体制

① 見直しの方向性

- 今後見込まれる在宅医療の需要の増加に向け、地域の実情に応じた在宅医療の体制整備を進める。
- 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を医療計画に位置付け、適切な在宅医療の圏域を設定する。
- 「在宅医療に必要な連携を担う拠点」と「在宅医療・介護連携推進事業」との連携を進める。

② 具体的な内容

(在宅医療の体制整備)

- 国は、都道府県に対し、訪問診療及び訪問看護の必要量の推計や、小児の在宅医療について実態を把握するためのデータを提供する。都道府県は、国から提供を受けたデータを踏まえ、在宅介護の提供体制も勘案しながら、適切な在宅医療の圏域を設定し、地域での協議・調整を通じて体制整備を進める。なお、訪問診療及び訪問看護の推計については、現時点の受療率を元に算出するため、制約のある値であることに留意する。
- 具体的には、地域の実情に応じ、地域医療介護総合確保基金等も活用し、以下について取り組む。
 - ・訪問診療における、医療機関間の連携やICTの活用等による対応力強化、これまで訪問診療を担ってこなかった医療機関や新たに開業する医療機関の訪問診療への参入促進等
 - ・訪問看護における、退院に向けた医療機関との共同指導、医療ニーズの高い利用者への対応、24時間体制、ターミナルケア等の機能や役割に着目した整備、事業所間の連携、事業者規模の拡大、ICTの活用等による機能強化・業務効率化等（「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」）

- 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の目標や求められる事項については、医療機関や当該拠点がそれぞれ担うべき機能や役割を整理する。
 - 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を医療計画に位置付けることとする。
 - 医療資源の整備状況が地域によって大きく異なることを勘案し、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」以外の診療所及び病院についても、地域の実情に応じて、引き続き、地域における在宅医療に必要な役割を担うこととする。
- (圏域の設定)
- 圏域を設定するに当たって、在宅医療の場合、医療資源の整備状況や介護との連携のあり方が地域によって大きく異なることを勘案し、従来の二次医療圏にこだわらず、できる限り急変時の対応体制（重症例を除く。）や医療と介護の連携体制の構築が図られるよう、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の配置状況並びに地域包括ケアシステムの状況も踏まえ、市区町村や保健所圏域等の単位毎の医療及び介護資源等の実情に応じて弾力的に設定することとする。
 - 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を圏域内に少なくとも1つは設定することとする。
- (在宅医療・介護連携)
- 「在宅医療に必要な連携を担う拠点」と「在宅医療・介護連携推進事業」が、同一の実施主体となりうることも含め、両者の関係について明確にし、連携を進める。
 - 「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の整備状況や「在宅医療・介護連携推進事業」との連携について、実態把握と進捗確認を行う。
 - 在宅医療の体制整備においては、これまでの介護サービス基盤の整備状況や今後の見込みも踏まえる必要があることから、医療計画と介護保険事業（支援）計画の整合性を図るため、医療計画策定の際に、都道府県や市区町村における医療・介護の担当部局間で協議を行うこととする。

③ 指標の見直し(例)

- ・ 機能強化型在宅療養支援診療所数及び機能強化型在宅療養支援病院数

(2) 急変時・看取り、災害時等における在宅医療の体制整備

① 見直しの方向性

- 在宅療養患者の急変に適切に対応するための情報共有や連携を進める。また、看取りに際し本人・家族の希望に沿った医療・ケアの提供を進める。
- 平時から在宅医療に係る関係機関の連携体制の構築を進めるとともに、災害時における業務継続計画（BCP）の策定を推進する。

② 具体的な内容

(急変時・看取りの体制)

- 在宅療養患者の急変に対応する入院医療機関としては、在宅療養支援病院、有床診療所、在宅療養後方支援病院、二次救急医療機関等が想定される。在宅医療の関係者間で情報共有や連携のあり方に関するルールを共有するため、在宅医療における急変時対応に關係する機関として消防機関や後方支援を行う医療機関を明

確化するとともに、地域の在宅医療の協議の場への参加を促す。

- 本人と家族が希望する医療・ケアを提供するにあたり、医療と介護の両方を視野に入れ、利用者の状態の変化に対応し、最期を支えられる訪問看護の役割は大きいため、訪問看護によるターミナルケアを受けた利用者数を指標例に追加する。

(災害時等の支援体制)

- 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」については、引き続き、災害時等にも適切な医療を提供するための計画を策定することとする。
- 災害時においては、医療機関間や訪問看護事業所間等、また、医療機関、訪問看護事業所、薬局、居宅介護支援事業所等の関係機関間、さらに市区町村や都道府県との連携が重要になることから、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」等において平時から連携を進めるとともに、国が策定した手引きや事業等も活用しながら、業務継続計画（BCP）の策定を推進する。

③ 指標の見直し（例）

- ・ 訪問看護によるターミナルケアを受けた利用者数

(3) 在宅医療における各職種の関わり

① 見直しの方向性

- 医師・歯科医師の定期的な診察と適切な評価に基づく指示による、在宅療養患者への医療・ケアの提供を進める。
- 在宅医療における各職種の機能・役割について明確にする。

② 具体的な内容

(各職種の関わり)

- 在宅療養患者への医療・ケアの提供に当たり、医師・歯科医師の定期的な診察と適切な評価に基づく指示により、患者の病態に応じて、適切な時期にサービスが提供される必要がある。
- 在宅療養患者の身体機能及び生活機能の回復・維持を図る観点から、口腔の管理、リハビリテーション、栄養管理について、関係職種間での連携を推進する。

(訪問看護)

- 退院に向けた医療機関との共同指導、医療ニーズの高い利用者への対応、24時間体制、ターミナルケア等の機能や役割に着目した整備や、事業所間の連携、事業者規模の拡大、ICT化等による機能強化、業務効率化等について、地域医療介護総合確保基金等を活用し、地域の実情に応じて、取組を進める。（再掲）
- 本人と家族が希望する医療・ケアを提供するにあたり、医療と介護の両方を視野に入れ、利用者の状態の変化に対応し、最期を支えられる訪問看護の役割は大きいため、訪問看護によるターミナルケアを受けた利用者数を指標例に追加する。（再掲）

(訪問歯科診療)

- 在宅療養患者に対する口腔の管理は重要であり、歯科衛生士の機能・役割や訪問歯科診療への関わりについて、次期指針における在宅医療の現状や医療体制の構築に必要な事項の項目等に盛り込む。

- 在宅歯科医療を進めるに当たり、歯科診療所と後方支援機能を有する歯科医療機関との連携や医科歯科連携は重要な課題であり、「在宅医療において必要な連携を担う拠点」も活用し、圏域内の状況を踏まえ、地域の在宅歯科医療の目指す姿について、関係機関等と共有しつつ、連携体制構築を進める。

(訪問薬剤管理指導)

- 入退院時における医療機関等との情報共有をはじめ、関係機関との協力を通じて、薬局と在宅医療に係る他機関との連携体制を構築することは重要である。多様な病態の患者への対応やターミナルケアへの参画等の観点から、地域医療介護総合確保基金等を活用し、医療機関等と連携して行われる研修や、カンファレンス等への参加を通じて、在宅医療に関わる薬剤師の資質向上を図る。
 - 都道府県の薬務主管課と医療政策主管課が連携し、地方薬事審議会等を活用して、麻薬調剤や無菌調剤等の高度な薬学管理が可能な薬局の整備状況や実績について把握・分析を行い、在宅医療に必要な医薬品等の提供体制を整備する。
 - 地域連携薬局については、令和3年度に制度が開始されたばかりであり、都道府県によって認定状況に差があるため、地域連携薬局の在宅医療への貢献について、今後調査を進めることとし、その結果も踏まえて、取組を検討する。
- (訪問リハビリテーション)
- 在宅療養患者が居宅において生活機能の回復・維持を図る観点からリハビリテーション提供体制の整備は重要であり、その機能・役割について、明確化する。

(訪問栄養食事指導)

- 在宅療養患者の状態に応じた栄養管理を充実させるためには、管理栄養士が配置されている在宅療養支援病院や栄養ケア・ステーション等の活用も含めた訪問栄養食事指導の体制整備が重要であり、その機能・役割について、明確化する。

③ 指標の見直し（例）

- ・ 麻薬（持続注射療法を含む）の調剤及び訪問薬剤管理指導を実施している薬局数並びに麻薬（持続注射療法を含む）の調剤及び訪問薬剤管理指導を受けた患者数
- ・ 無菌製剤（TPN輸液を含む）の調剤及び訪問薬剤管理指導を実施している薬局数並びに無菌製剤（TPN輸液を含む）の調剤及び訪問薬剤管理指導を受けた患者数
- ・ 小児の訪問薬剤管理指導を実施している薬局数及び小児の訪問薬剤管理指導を受けた患者数
- ・ 24時間対応可能な薬局数
- ・ 訪問リハビリテーションを実施している診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院数及び医療機関から訪問リハビリテーションを受けた患者数
- ・ 訪問栄養食事指導を実施している診療所・病院数及び訪問栄養食事指導を受けた患者数

第8次岡山県保健医療計画「在宅医療等」ロードマップ

| 主な課題 | 目的 | これまでの取組 | 2020年度 (令和2年度) 【中間見直し】 | 2021年度 (令和3年度) | 2022年度 (令和4年度) | 2023年度 (令和5年度) | 目指す姿 |
|-------------------------|---|--------------------------------------|--|--|---|---|--------------------------------------|
| ① ケア プライマリ・ ケア | 在宅医療を担う関係者等への研修機会の確保が必要 | 専門医療機関や訪問看護、介護事業所との連携 | かかりつけ医の普及 「かかりつけ医認定事業」への補助【実施主体：岡山県医師会】 岡山医療情報ネット等により、適切な医療機関等の選択を支援 在宅医療に関する研修や関係機関への支援を通じて、プライマリ・ケアを担う医師の資質向上 | 【R5目標】 自宅死亡者の割合 13% | | | 24時間体制での在宅医療や在宅看取りなどを適切に提供できる体制構築 |
| ② 在宅医療の推進 | 人生的最終段階における希望がかなえられる環境整備が必要 | 人生の最終段階における希望がかなえられる連携体制づくり | 医療機関、医師会、介護関係団体、市町村等関係機関と連携を図りながら、在宅医療の普及啓発 訪問看科医療や訪問看護を行う機関を紹介する窓口を設置 都道府県医師会や地域の医療機関を支援する岡山県医師会の取組を支援 在宅医療に関する研修会等を開催 | 【R5目標】 内科診療所のうちで在宅医療支援診療所の数の割合 35% | | | |
| | 医師は、在宅医療チームのリーダーとして、プライマリ・ケアの実践、アドバンス・ケア・プランニング(ACP)への取組、在宅看取りへの対応等が求められている | 病院完結型の医療から地域完結型の医療へ転換 | 退院時カンファレンスや地域ケア会議等の充実 連携機能の質向上と連携 市町村の取組を支援 | 【R5目標】 病院（精神科病院を除く）のうち 在宅医療支援病院の数の割合 25% | 【R5目標】 退院支援担当者を記載している 地域の医療機関数 126施設 | 【R5目標】 訪問診療を実施している 診療所・病院数 737施設 | 地域包括ケアシステムの構築 |
| | 入院医療機関と在宅医療機関との連携強化 | 退院支援のより充実 | 医療情報ネットワーク岡山（晴れやかネット）の利用促進 | 医療情報ネットワーク岡山（晴れやかネット）を普及啓発、利用促進 | | | |
| ③ 在宅医療提供体制の整備 | 在宅療養患者が訪問歯科診療を利用しやすくなる必要がある | 食介護負担の軽減や誤嚥性肺炎の防止による生活の質の維持。向上 | 岡山県在宅医療推進協議会 年1回程度開催 歯科医師会等と協働して、在宅歯科診療に従事する歯科医師、歯科衛生士の資質向上を図る | | | | |
| | 県北圏域の支援歯科診療所の増加とサポートセンター登録歯科診療所の増加による支援体制整備 | 支援歯科診療所が少ない圏域における歯科往診ニーズに対応 | 歯科医師会と協働して、医師の在宅医療への対応及び質の向上を図る 歯科衛生士の確保に努める 地域の在宅歯科医療提供体制の整備 | | | | |
| | 歯科往診の周知 | 在宅療養者の歯科往診機会の確保 | 歯科往診制度の周知や往診歯科医師の派遣調整（歯科往診サポートセンター） | | | | |
| | 「歯科往診サポートセンター」機能の強化 | 医療連携の強化 | 歯科往診サポートセンター登録歯科診療所の増加に努める | | | | |
| | 訪問指導や夜間の調剤を実施しているのは、一部の薬局 | より充実した薬剤提供体制 | 在宅訪問による薬剤管理指導のできる人材育成（県薬剤師会と協働 薬剤師に対する研修） 在宅訪問薬剤管理指導の普及 | | | | 地域包括ケアシステムの構築 |
| | 訪問看護のサービス提供体制強化 | 適切な訪問看護の利用 | 訪問看護推進協議会 年2回程度開催（県訪問看護ステーション連絡協議会と協働で設置） 訪問看護師等の質向上を図り、サービス提供体制強化（看護協会等と協働 看取りを含めた研修会開催） 訪問看護に関する課題及び施設の検討、研修企画や普及啓発事業の企画・調整等、人材確保・質の向上 | 【R5目標】 訪問看護（介護給付におけるサービス利用見込み）回／月 77,653 | | | |
| | 栄養指導が必要な人の栄養指導実施体制整備 | 増加が見込まれる在宅患者・居宅要介護者に対し、栄養ケアサービス提供 | 管理栄養士の質向上（県栄養士会と協働 研修会、栄養指導の重要性を普及啓発） | | | | |
| | 在宅療養を支える医療従事者・介護従事者が認知症に関する正しい知識と支援技術を修得 | 在宅の認知症患者への支援 | 認知症患者の在宅療養医療を支える医療従事者・介護従事者が認知症に関する正しい知識と支援技術を修得するための研修（医師会、精神科医会、訪問看護事業所等と連携） | | | | |
| | ハイリスク新生児に対して、関係機関が連携を図りながら、継続して支援を行う体制整備 | 医療依存度が高く、長期入院している児がスムーズに在宅へ移行することを支援 | 医療的ケア児等が地域で安心して療養できるよう、保育・医療・福祉・教育・介護等の関係機関と連携し、地域で在宅療養を支える体制構築に取り組む | | | | |
| ④ 看取り | 県民が、人生の最終段階における希望がかなえられる環境整備が必要（再掲） | 本人や家族が満足できる在宅看取りが行われる | 医療・介護関係者と連携し、自らの生活や人生の最終段階における生き方、生命の尊厳について考えるよう普及啓発 医師会や看護協会と協働 ACPの知識の普及及び連携のあり方等に関する研修を行い、質の向上を図るとともに、支援体制構築に取り組む | 【R5目標】 人生の最終段階で受けたい医療について家族と話し合ったことがある県民（60歳以上）の割合 70.0% | | | 県民が希望する場所で自分らしい人生の最終を迎えることができる支援体制構築 |
| | 訪問看護のサービス提供体制強化（再掲） | | 訪問看護推進協議会 年2回程度開催【再掲】 県看護協会等と協働 看取りを含めた研修会開催 | | | | |
| | 在宅医療に従事する者の確保と資質向上 | | 訪問看護等の質の向上、サービス提供体制強化 地域医療を担う医師等が適切に在宅死に対応できるように、研修等を通じて対応力の向上を図る | | | | |

幸福な長寿社会実現事業におけるACP普及の取組について

1. 幸福な長寿社会実現事業とは

人生の最終段階に受けたい医療・ケアについて、家族や医療従事者等と事前に繰り返し話し合っておくことは重要であるため、県民向けのパンフレット、啓発動画等を作成、活用することで、その重要性を周知するとともに、事前に話し合うことのきっかけづくりを行い、人生の最終段階まで幸福に過ごせる長寿社会の実現を図ることを目的とした事業。

2. 平成29年度から令和3年度までの取組

| <人材育成> | |
|---------------------|--------|
| 実施事業 | 実施年度 |
| ○医師研修事業（岡山市・津山市） | H29～R2 |
| ○看護職研修事業（岡山市・津山市 外） | H29～R2 |

| <普及啓発> | |
|-------------------------|---------|
| 実施事業 | 実施年度 |
| ○広報番組の制作（地上波3、ケーブルテレビ1） | H29～R1 |
| ○パネル展の実施（県立図書館、天満屋 外） | H29～R3 |
| ○セミナーの開催 | H29～H30 |
| ○新聞広告の制作 | H29～R2 |
| ○包括連携協定に基づく生命保険会社との連携 | H30～R3 |
| ○ラジオ広報（RSKお知らせ、RSK対談） | R3 |

3. 令和4年度の取組

- ACP啓発ケーブルテレビ番組及びDVDの制作（5分番組）
- 「もしバナゲーム」カードの貸出し
 - ・もしバナゲーム…在宅・緩和ケアの医師が開発したカードゲーム
- リーフレットの配布（4種類）
- パネル展の実施（R5.1-2 県立図書館）
- ラジオ広報（お知らせ、対談）
 - ・対談者：岡山県医師会 松山正春会長
- 県広報紙への掲載
- 包括連携協定に基づく生命保険会社との連携
 - ・カレンダーによる紹介、リーフレットの配布

岡山県医療的ケア児支援センター

お知らせ

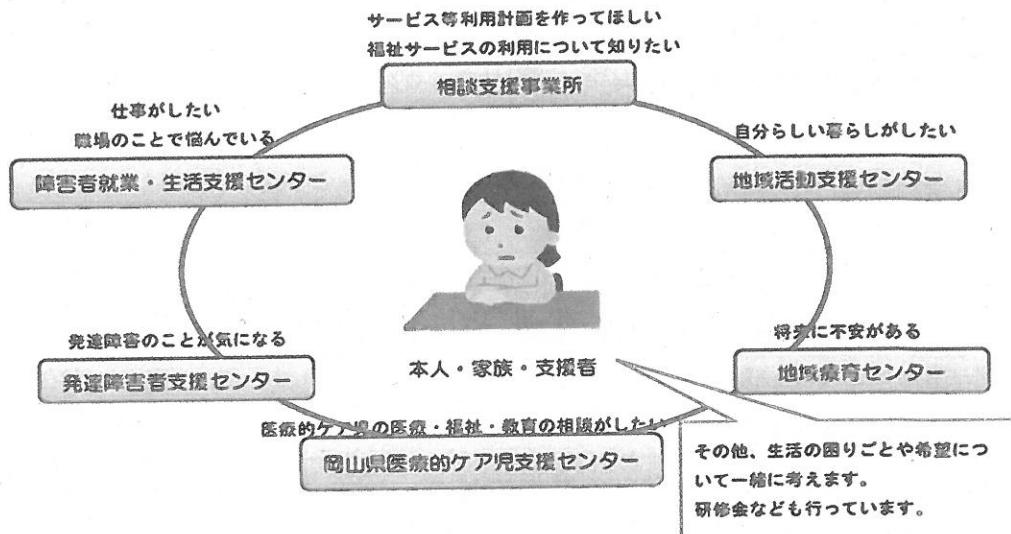
令和4年4月から岡山県からの指定を受け、「医療的ケア児支援センター」を開設することになりました。

医療的ケア児等の医療、保健、福祉、教育、労働等についてご相談ください。専門の職員が対応させていただきます。

【業務内容】

- (1) 専門職員による相談
- (2) 関係機関に対し情報の提供及び研修の開催
- (3) 関係機関との連絡調整

主な相談の内容



【受付時間】 窓口及び専用サイトでの対応

月曜日～金曜日 8：30～17：15

(土日祝、年末年始を除く)

※専用サイトは24時間受 <https://www.jidouin.jp/wp/chiiiki/form/>

【ご連絡先】 岡山県医療的ケア児支援センター

(旭川荘療育・医療センター 地域療育センター内)

〒703-8555 岡山市北区祇園 866

TEL086-275-4518 FAX086-275-9323

